

弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）へのパブリックコメント募集

弘前市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成28年9月に策定、令和2年4月に一部改定し、新型インフルエンザ等の発生に備えてきました。このたび、新型コロナウイルス感染症対応の経験等を踏まえて、国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を、青森県が「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」を抜本的に改定したことに伴い、「弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定案を作成しました。本改定案について市民の皆さんから広く意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

1. 募集期間

令和8年7月15日（水）～令和8年8月14日（金）（必着）

2. 計画（改定案）の閲覧方法

市のホームページ、または健康増進課（弘前市保健センター1階、弘前市大字野田二丁目7-1）、市役所総合案内所（市役所本庁舎1階）、岩木総合支所総務課（賀田一丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（ヒロ口3階総合行政窓口）、市民課城東分室（末広四丁目、総合学習センター内）、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の各出張所に資料を用意しております。

3. 対象者 以下の個人・法人等が対象となります。

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市内の事務所または事業所に勤務する人
- ④市内の学校に在学する人
- ⑤本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人
- ⑥弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）に利害関係を有する人

4. 意見の提出方法 所定の記入用紙または任意様式に、氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は前条の該当項目）、件名（「弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）へ意見」など、任意様式のみ）を必ず明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①郵 送 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7-1 弘前市健康増進課 宛
- ②弘前市健康増進課へ直接持参
- ③ファクス 0172-37-7749
- ④Eメール…kenkou@city.hirosaki.lg.jp
- ⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の各出張所に設置されています。

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

5. 意見等に対する処理について

寄せられた意見などは、計画改定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

6. 問い合わせ先 弘前市健康増進課総務係 電話 0172-37-3750